

令和 8 年度 寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金

子育て世代の方や、市外から定住する方の住宅支援を行います。

◇補助タイプ一覧（いずれか1つが対象となります。）

区 分		住宅新築・ 建売購入	中古住宅 購 入	既 存 住 宅 リフォーム等工事
子育て世代 (定住者) 支援タイプ (中学3年生以下の 子ども又は妊婦がい る世帯)	市内在住	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	
	県内から定住	100万円	購入費または工事費の1/2 (上限50万円)	
	県外から定住	200万円	購入費または工事費の1/2 (上限150万円)	
	加算	第2子以降1人につき10万円 (中学3年生以下の子ども(妊婦含む)が2人以上の世帯)		
定住者 支援タイプ	県内から定住	50万円	購入費または工事費の1/2 (上限50万円)	
	県外から定住	100万円	購入費または工事費の1/2 (上限100万円)	

◇対象要件

- 交付決定後に、市内に住宅を新築、建売住宅又は中古住宅を購入する方及び市内へ定住するため実家等のリフォーム等工事をする方。
- 令和9年3月31日まで完了報告書の提出ができること。
- 交付要綱に定める補助対象者及び補助対象条件に該当すること。

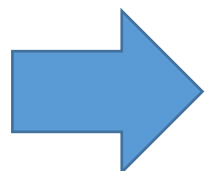
<ご注意>必ずお読みください

- ※交付決定前に契約、着工、引渡し、転居などを行った場合は補助の対象となりません。
- ※交付決定前に費用(前金、着手金など)の支払いをした場合は補助の対象となりません。
- ※交付決定後に補助金の額、補助対象経費、施工業者、申請場所のいずれかに変更が生じる場合は、変更申請が必要となります。
- ※工事等完了日から1か月以内又は令和9年3月31日まで(いずれか早い日)に完了報告書に係る全ての書類を提出する必要があります。期日を過ぎた場合はいかなる理由でも取下げとなります。

◇補助タイプの区分 住所を有する期間により補助タイプが変わります。

連続して住所を有する期間 基準日：R7.4.1			区分
市内			市内在住
1年以上県内			県内から定住
1年以上県内	市内に転入		県内から定住
1年以上県外			県外から定住
1年以上県外	市内及び県内に転入		県外から定住
1年以上県外	1年未満県内	市内に転入	県外から定住

裏面に
続きます



○添付書類

【交付申請書提出時】※令和9年3月31日までに確実に完了報告書を提出できる事業について申請してください。（「とりあえず申請」は厳禁です。）

- ・ 交付申請書 ・ 位置図 ・ 平面図等 ・ アンケート ・ 暴力団員ではない旨の誓約書
- ・ 建築工事見積書の写し、建売・中古住宅売買見積書の写し
- ・ 写真 住宅新築：着工前2方向
建売及び中古住宅購入：玄関が写る近景及び遠景
リフォーム等工事：リフォームする個所全部
- ・ 居住予定者の住民票謄本(世帯主・続柄記載のもの)
- ・ 納税証明書（契約予定者全員）
4～6月申請分は令和6年度、7～3月申請分は令和7年度
- ・ リフォーム等工事の場合は、工事基準点算出表
- ・ リフォーム等工事で県産木材使用の場合は、県産木材使用量計算書（計画数量）
- ・ (妊婦の方がいる場合) 母子健康手帳を窓口で確認します

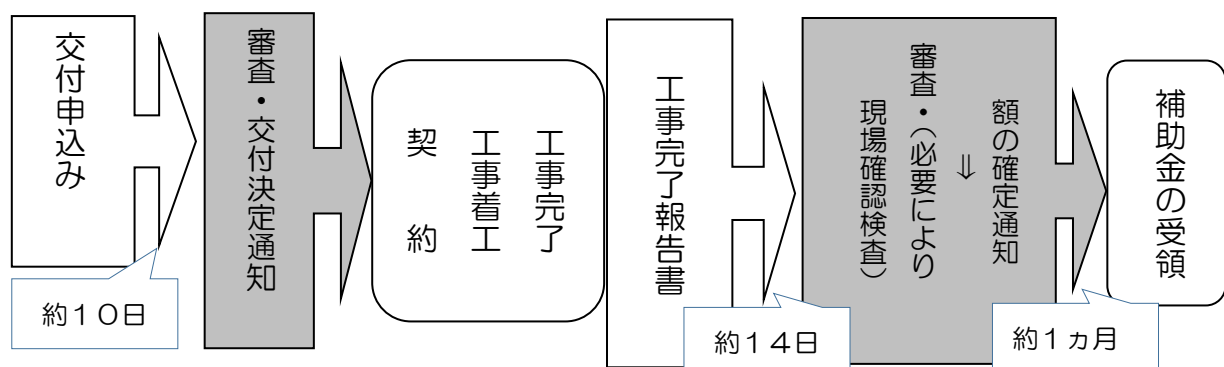
【工事完了報告時】

(新築・建売・中古住宅購入)

- ・ 完了報告書 ・ 引渡確認書
- ・ 居住者の住民票謄本(世帯主・続柄記載のもの)※申請時と住所が同じ場合は不要です
- ・ 完成住宅全景写真（玄関が写る近景及び遠景） ・ 検査済証の写し
- ・ 建築工事請負契約書の写し、建売・中古住宅売買契約書の写し
- ・ 振込依頼書等で契約相手等への支払いを証するものの写し
- ・ 通帳の写し（口座情報が記載されている部分）

(既存住宅リフォーム等工事)

- ・ 完了報告書 ・ 領収書の写し ・ 完成写真（工事中及び工事完了後）
- ・ 建築工事請負契約書の写し
- ・ 振込依頼書等で契約相手等への支払いを証するものの写し
- ・ リフォーム等工事で県産木材使用の場合は、県産木材使用量計算書（実績数量）
- ・ 通帳の写し（口座情報が記載されている部分）



○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課 建築住宅係 ☎0237-85-1627